

香川県条例第23号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p> <p>(技能職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p> <p>(技能職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289</p>

号) 附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。))とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

号) 附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。))とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条の8 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条の8 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p>

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。